

# 求職活動報告書

那珂市長 様

公共職業安定所様および事業所様へ

保育施設入所要件の確認のための重要な資料となります。求職活動および面接等の際に保護者より受付印の依頼がありましたら、ご担当者様のご印鑑または受付印等を押印くださるようお願いいたします。

○問い合わせ先：那珂市こども課 保育G  
電話029-298-1111(内線252、253)

令和 年 月 日

住 所 那珂市

保護者名

私の求職活動の状況 ( 月分) について下記のとおり報告します。

日付	活動内容	求職活動先(事業所名・住所)	所要時間	求職の手段	受付印 *事業所押印欄
*記載例 ○月 13日	面接 ・ 相談	〇〇株式会社 那珂市〇〇123-4	自 9時30分 至 10時30分	10-7-7水戸 からの紹介	受付印
月 日	面接 ・ 相談		自 時 分 至 時 分		
月 日	面接 ・ 相談		自 時 分 至 時 分		
月 日	面接 ・ 相談		自 時 分 至 時 分		
月 日	面接 ・ 相談		自 時 分 至 時 分		
月 日	面接 ・ 相談		自 時 分 至 時 分		
月 日	面接 ・ 相談		自 時 分 至 時 分		
月 日	面接 ・ 相談		自 時 分 至 時 分		
月 日	面接 ・ 相談		自 時 分 至 時 分		

※求職活動をした際は、求職活動先で必ず受付印等の押印を受けてください。

※この報告書は、入所後 毎月25日までにこども課に提出してください(月ごとに提出)。求職活動を事由に保育認定(2号認定・3号認定)を受けるには、公共職業安定所(ハローワーク)での活動、面接のための企業訪問など、継続的(定期的)に外出し、活動している(活動予定である)ことが条件となります。その活動状況の確認として求職活動報告書が提出されない場合、求職活動をしていないものとみなし退所となる可能性があります。週に1回以上は公共職業安定所(ハローワーク)等で【相談】、月に2回以上は【面接】を受けてください。

※求職活動での入所承諾期間は、求職活動の事由により支給認定が効力を生じた日から起算して、90日を経過する日が属する月の末日までの期間となります。期間内に就労できなかった場合は保育解除(退所)となります。

※就労決定後は求職活動事由から就労事由へ認定変更が必要です。速やかに就労(予定)証明書および認定変更申請書を提出してください。認定変更の届出の期限は毎月月末です。期限までに必要書類を提出されなかった場合は、翌月より認定が変更になります。

この報告書は児童から見てどなたのものですか。【 父 ・ 母 】

(平成・令和 年 月 日生)	保育所(園)・幼稚園 <input type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 申込中(第一希望)
(平成・令和 年 月 日生)	保育所(園)・幼稚園 <input type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 申込中(第一希望)
(平成・令和 年 月 日生)	保育所(園)・幼稚園 <input type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 申込中(第一希望)